

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

忍野村長 天野多喜雄

記

1. 取りまとめた協議結果の名称

人・農地プラン（内野地区）

2. 協議の場を設けた区域の範囲

忍野村【内野地区】

3. 協議の結果をとりまとめた年月日

平成31年3月29日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者0）

法人 3法人（うち認定農業者1）

集落営農 0組 織

5. 地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

6. 当該区域における農業の将来の在り方

中心的となる経営体への農地の集積を進めるとともに、露地野菜で需要の多いスイートコーンなどの作付時期・品種の一元化を図り有利販売を推進する。

また、関係機関と連携し付加価値の高い作物となるよう支援を図る。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。

(参考様式1)

人・農地プラン(内野地区)

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)	更新年月(4回目)	更新年月(5回目)
忍野村	内野地区	平成25年3月	平成27年2月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年6月	平成31年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成27年度〕		計画 〔平成32年度〕		農地中間 管理機構 からの借入 希望の有 無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組		活用が見込まれる施策				備考	
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		青年就農給付金(開始型)	スーパー資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他()				
認農法	(有)モンテローザファーム (大神輝博)	67才	3(4)名		リーフルタス キャベツ	1.6 (7.1のうち) ha	リーフルタス キャベツ	4.0 (8.0のうち) ha	○	高付加価値化							
法	アグリイノベーション(株) (高村権明)	40才	3(1)名		レタス スイートコーン	0.9 ha	仔J ブルーリー	5.0 ha	○	高付加価値化							
法	農事組合法人 あぐり・らいふ (田邊達也)	39才	2(5)名		スイートコーン その他野菜	1.2 ha	スイートコーン その他野菜	5.0 ha		高付加価値化							
	須山 公憲	65才	1名		スイートコーン 米	0.4 ha	スイートコーン 米	1 ha		高付加価値化							
	三浦 京子	67才	1名		スイートコーン レタス	0.5 ha	スイートコーン レタス	1 ha		高付加価値化							

【記載上の注意】

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)

※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯園を解消する	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	
その他[右欄に自由に記載]	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加などが見込まれることから、農地中間管理機構事業を活用し、中心となる経営体への規模拡大を図っていく。
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名することができます。〕

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		利用しなくなる 農地 面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容 (作目)	経営規模の合計(ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計(ha、頭数 等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化	○	
複合化		
6次産業化	○	
高附加值化	○	
新規就農の促進		・本地区は区画整理が行われているため一団のまとまりある農地を確保しやすい状況であるため、担い手となる方への集約的な農業を進めていく。 ・本地区にあった生産品目を明確にし、生産・販売へと繋げていくと同時に、加工品等の6次産業化へと繋げていく。
その他 []		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分(m ²)			貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定
				貸付	作業委託	売渡		

【記載上の注意】

- ※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
- ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。